

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

被告製品に係る金属マグネシウムの粒子が 「日本国内において広く一般に流通しているもの」 (特許法101条2号) に該当しないとした事例

[東京地方裁判所 令和5年2月28日判決 令和2年(ワ)第19221号]

1. 事件の概要

本件は、発明の名称を「洗濯用洗浄補助用品及びこれを用いた洗濯方法」とする特許第5312663号の特許（以下、本件特許）に係る特許権（以下、本件特許権）を有する原告が被告に対し、被告製品に係る金属マグネシウム粒子を製造、販売等する行為が本件特許権の間接侵害（特許法101条2号）に当たると主張し、特許法100条1項に基づき、被告製品の製造、販売および販売の申し出の差止めを求めた事案です。

原告は、本件特許に係る各発明の実施品である洗濯用洗浄補助用品は、被告製品に係る金属マグネシウム粒子を洗濯ネットに封入することにより「生産」でき、かつ、被告製品は上記各発明による「課題の解決に不可欠」であるところ、被告は上記各発明が「特許発明であること」および被告製品がその「実施に用いられること」を知らずに製造、販売等した旨主張しました。

特許法101条2号の間接侵害のあてはめについて、実務上参考となりますので、本稿にてご紹介します。

2. 本件特許に係る各発明の構成要件

本件特許の特許請求の範囲の請求項

1～3の各発明を構成要件に分説した結果は、以下のとおりです。

ア 本件発明1（請求項1の発明）

1A 複数の、金属マグネシウム（Mg）単体を50重量%以上含有する粒子を、水を透過する網体で封入してなる

1B ことを特徴とする洗濯用洗浄補助用品。

イ 本件発明2（請求項2の発明）

2A 粒子が金属マグネシウム（Mg）単体を実質的に100重量%含有するものである

2B ことを特徴とする請求項1に記載の洗濯用洗浄補助用品。

ウ 本件発明3（請求項3の発明）

3A 粒子の平均粒径が1.0～9.0mmである

3B ことを特徴とする請求項1または請求項2に記載の洗濯用洗浄補助用品。

3. 被告製品の構成に関する原告の主張

原告は被告製品の構成に関し、被告製品に係る金属マグネシウムの粒子を洗濯ネットに封入して製造された洗濯用洗浄補助用品は、本件各発明の技術的範囲に属する旨主張しました。なお、被告製品が以下の構成aと構成cを備えていることは当事者間に争いがありません。

a 純度が約99.95%であって、平均粒径が5mmの金属マグネシウムの粒子からなり、

b 洗濯用洗浄補助用品の手作りの用途に用いることが商品説明に記載された、

c 複数の金属マグネシウムの粒子。

4. 裁判所の判断

本件では、①被告製品の製造、販売および販売の申し出による間接侵害の成否、②差止めの必要性の有無が争点となりましたが、事案の内容に鑑み、①の間接侵害の成否に関する裁判所の判断のみをご紹介します。

（1）被告製品が本件各発明に係る物の生産に用いる物といえるか

ア まず裁判所は、被告製品の構成について、その商品パッケージに洗濯を意味する「WASH」の記載があること、Amazonの被告製品販売ページ（以下、本件ウェブページ）に「DIY」「【洗濯に】高純度のマグネシウムペレットを水の中に入れると水道水が弱アルカリイオン水に変化します。この弱アルカリイオン水には臭い成分の分解や洗浄力があります」「部屋干しの生乾きの嫌な臭いに・雨の日の洗濯物の嫌な臭いに・タオルの

生乾きの嫌な臭いに」との記載があることを認定したうえで『DIY』とは、『Do It Yourself』の頭字語であり、『手作りする』という意味も有していると認められること（弁論の全趣旨）、被告製品の商品パッケージ及び本件ウェブページの上記記載が、洗濯物の汚れを減少させ、生乾きの臭いを防止するという被告製品の効能を得るためには、金属マグネシウムの粒子を水道水と反応させつつ洗濯をする必要があることを示唆していること、金属マグネシウムの粒子をそのまま洗濯機又は洗濯桶に投入すると、洗濯終了後に金属マグネシウムの粒子の回収の手間がかかることはたやすく予想できることに照らせば、上記被告製品の商品パッケージ及び本件ウェブページの記載に接した被告製品の購入者は、購入した被告製品を洗濯ネット等の水を透過する入れ物に封入し、これを洗濯機等に入れて洗濯を行うという使用方法が説明されていると理解するといえる。したがって、上記被告製品の商品パッケージの記載及び本件ウェブページの記載は、被告製品を用いて洗濯用洗浄補助用品を手作りし、洗濯をするとの被告製品の用途の説明をした記載であることは明らかであり、被告製品は構成bを有していると認められる」とし、被告製品は構成a～cのすべての構成を有していると判断しました。

イ 次に裁判所は、被告製品を洗濯ネットに入れて封入して製造された物品は本件各発明のすべての構成要件を充足することを認定し、「洗濯に用いるために洗濯ネットに被告製品を封入して製造された物品は、本件各発明の技術的範囲に属する」ことを理由に、結

論として「被告製品は、本件各発明に係る物の生産に用いる物であるといえる」と判示しました。

(2)「課題の解決に不可欠なもの」

裁判所は「本件明細書の記載によれば、本件各発明の課題は、洗濯後の繊維製品に残存する汚れ自体を、金属マグネシウム (Mg) 単体の作用により減少させることによって、生乾き臭の発生を防止しようとするものであり (【0006】)、かかる課題を解決するために、金属マグネシウム (Mg) 単体と水との反応により発生する水素が、界面活性剤による汚れを落とす作用を促進させることを見出し (【0007】)、構成要件1Aの『金属マグネシウム (Mg) 単体を50重量%以上含有する粒子』を洗濯用洗浄補助用品として用いる構成を採用したものであると認められる。そして、被告製品は、……構成要件1Aを充足するものであり、本件ウェブページには、被告製品を洗濯に用いることで、金属マグネシウム (Mg) 単体の作用により洗濯後の繊維製品に残存する汚れ自体を減少させ、生乾き臭の発生を防止することができることが示唆されているから、本件ウェブページの記載を前提とすると、被告製品は、本件各発明の課題の解決に不可欠なものに該当するというべきである」と判示しました。

(3)「日本国内において広く一般に流通しているもの」

裁判所は、特許法101条2号の「広く一般に流通しているもの」の意義につき、「典型的には、ねじ、釘、電球、トランジスター等の、日本国内において広く普

及している一般的な製品、すなわち、特注品ではなく、他の用途にも用いることができ、市場において一般に入手可能な状態にある規格品、普及品を意味するもの」と解しました。

そのうえで、「本件においては、……被告製品には、購入後に洗濯ネットに入れて洗濯用洗浄補助用品を手作りし、洗濯物と一緒に洗濯をする旨の使用方法が付されている。そして、本件明細書には、洗濯用洗浄補助用品として用いられる金属マグネシウムの粒子の組成は、金属マグネシウム (Mg) 単体を実質的に100重量%含有するものがより好ましく (【0020】)、洗濯洗浄補助用品として用いられる金属マグネシウムの粒子の平均粒径は、4.0～6.0mmであることが最も好ましい (【0022】) と記載されているところ、……被告製品は、これらの点をいずれも満たしている。そうすると、被告製品を洗濯ネットに封入することにより、必ず本件各発明の構成要件を充足する洗濯用洗浄補助用品が完成するといえるから、被告製品は、本件各発明の実施にのみ用いる場合を含んでいると認められ、上記のような単なる規格品や普及品であるということとはできない」と判断し、結論として被告製品は除外要件に該当しない旨判示しました。

また、「被告製品に係る金属マグネシウムの粒子と同じ構成を備える金属マグネシウムの粒子が市場に多数流通しており、……日本国内において広く一般に流通している」旨の被告の主張に対しては、一般に入手可能な状態にある規格品、普及品の取引の安定性の確保という立法趣旨に言及し、被告製

品が市場において多数流通していたことのみをもって除外要件に該当するとはいえない旨判示し、被告の主張を排斥しました。

(4) 主観的要件

裁判所は「間接侵害の主観的要件を具備すべき時点は、差止請求の関係では、差止請求訴訟の事実審の口頭弁論終結時である」としたうえで、「原告製品は、令和2年1月頃までには、全国的に周知された商品となっていたこと、本件ウェブページには、被告製品の購入者によるレビューが記載されているところ、令和2年4月から同年7月にかけてレビューを記載した購入者45人のうち、20人の購入者が、被告製品をネットに封入して洗濯に使用した旨を記載しており、7人の購入者が『まぐちゃん』、『マグちゃん』、『洗濯マグちゃん』、『洗濯○○ちゃん』などと、洗濯用洗淨補助用品である原告製品の名称に言及したと解される記載をしていることを認めるに足る証拠……が提出されていることからすると、被告は、遅くとも口頭弁論終結時までには、被告製品に係る金属マグネシウムの粒子が、本件各発明が特許発明であること及び被告製品が本件各発明の実施に用いられることを知ったと認められる（当裁判所に顕著な事実）」と判示しました。

また、「被告製品については、構成要件1Aの『網体』には含まれない、布地の巾着袋等に被告製品を入れて洗濯機に投入して洗濯を行う使用方法などが想定されていたのであり、被告には被告製品が本件各発明の実施に用いられることの認識はない」旨の被告の主張に対しては、『広辞苑』に掲載され

た「網」の意味のほか、本件明細書における「網体」の意義について、「本発明の洗濯用洗淨補助用品は、複数個の、マグネシウム粒子を、水を透過する網体で封入したもの」（【0023】）、「この網体の素材は、……強度が高く、使用後の乾燥が容易で、洗濯時に着色傾向の小さいポリエステル繊維を用いることが好ましい」（【0024】）、「この網体自体の織り方としては、水を透過するものであれば各種の織り方が採用できる」（【0025】）と記載されているのみで、網目の細かさについて言及されていないことから、「被告が主張する使用方法も、本件各発明を実施する態様による使用方法であることに変わりはない」として、被告の主張は被告製品が本件各発明の実施に用いられることの認識を否定する事情とはならない旨判示し、その主張を排斥しました。

(5) 結論

裁判所は、被告製品の販売または販売の申し出等をした行為についてのみ特許法101条2号の間接侵害が成立する旨判示し、被告製品の製造行為については証拠上認められないことを理由に、同号の間接侵害を否定しました。

5. 考察

(1) 侵害品の生産に用いる物の生産等の行為は、専用品の場合および課題の解

決に不可欠で主観的要件を満たす場合には、特許権侵害とみなされます（特許法101条）。発明の一部を実施する行為のうち特許権侵害を惹起する蓋然性の高い行為に限って、特許権侵害と定められたものです（高部眞規子『実務詳説 特許関係訴訟 第3版』 p.171）。

(2) 特許法101条2号の適用除外要件である「日本国内において広く一般に流通しているもの」の意義は、本判決が判示したとおりです。被告製品と同じ構成の粒子が市場で多数流通している旨の被告の主張にかかわらず、本判決は除外要件を認めませんでした。被告製品が本件各発明の実施形態として「より好ましい」「最も好ましい」と本件明細書に記載された条件を満たすことに言及したうえで、「被告製品は、本件各発明の実施にのみ用いる場合を含んで」と認められ」との表現（傍点は筆者）を用いたことは、裁判所が被告製品について、規格品・普及品というよりむしろ、特許法101条1号の専用品に近いものと評価したことをうかがわせるものであり、興味深い判断といえます。

(3) 本判決は、本件明細書の記載、被告製品の商品パッケージ、被告製品が掲載されたウェブページの記載、同ページの被告製品のレビューの内容などから、特許法101条2号の各要件を丁寧に認定して、同号の間接侵害を認めました。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独逸マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定（1級・統計数理、準1級）取得。